

平成 28 年 2 月市議会定例会提出案件

提出案件 42 件	議案 42 件	予算案件 25 件
		条例案件 16 件
		単行案件 1 件

I 予算案件

- 1 平成 28 年度会津若松市一般会計予算
- 2 平成 28 年度会津若松市水道事業会計予算
- 3 平成 28 年度会津若松市国民健康保険特別会計予算
- 4 平成 28 年度会津若松市湊町簡易水道事業特別会計予算
- 5 平成 28 年度会津若松市西田面簡易水道事業特別会計予算
- 6 平成 28 年度会津若松市観光施設事業特別会計予算
- 7 平成 28 年度会津若松市下水道事業特別会計予算
- 8 平成 28 年度会津若松市地方卸売市場事業特別会計予算
- 9 平成 28 年度会津若松市扇町土地地区画整理事業特別会計予算
- 10 平成 28 年度会津若松市農業集落排水事業特別会計予算
- 11 平成 28 年度会津若松市介護保険特別会計予算
- 12 平成 28 年度会津若松市個別生活排水事業特別会計予算
- 13 平成 28 年度会津若松市三本松地区宅地整備事業特別会計予算
- 14 平成 28 年度会津若松市後期高齢者医療特別会計予算
- 15 平成 27 年度会津若松市一般会計補正予算（第 7 号）
- 16 平成 27 年度会津若松市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 17 平成 27 年度会津若松市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 18 平成 27 年度会津若松市観光施設事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 19 平成 27 年度会津若松市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 20 平成 27 年度会津若松市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 21 平成 27 年度会津若松市扇町土地地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 22 平成 27 年度会津若松市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 23 平成 27 年度会津若松市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 24 平成 27 年度会津若松市個別生活排水事業特別会計補正予算（第 2 号）

II 条例案件

- 1 会津若松市東日本大震災復興交付金基金条例を廃止する条例
- 2 会津若松市税条例の一部を改正する条例
- 3 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 4 会津若松市行政不服審査会条例
- 5 会津若松市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 6 特別職の職員の給与に関する条例及び会津若松市水道事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 7 会津若松市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 8 地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例
- 9 会津若松市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例
- 10 会津若松市斎場条例の一部を改正する条例
- 11 会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 12 会津若松市北会津地域教育施設整備基金条例を廃止する条例
- 13 会津若松市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例
- 14 会津若松市手数料条例の一部を改正する条例
- 15 会津若松市都市公園条例の一部を改正する条例
- 16 会津若松市市営住宅管理条例の一部を改正する条例

III 単行案件

- 1 町の区域の画定について

II 条例案件

1 会津若松市東日本大震災復興交付金基金条例を廃止する条例

この案件は、会津若松市東日本大震災復興交付金基金を廃止するため、条例を廃止しようとするものです。

(1) 廃止内容

会津若松市東日本大震災復興交付金基金を廃止することとした。

(2) 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行することとした。

2 会津若松市税条例の一部を改正する条例

この案件は、地方税法施行規則の一部改正等に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 市民税等の減免申請書類における個人番号の記載を不要とすることとした。
- ② 行政不服審査法の施行に伴う条文の整理を行うこととした。

(2) 施行期日

公布の日から施行することとした。ただし、(1)の②は平成 28 年 4 月 1 日から施行することとした。

3 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

この案件は、行政不服審査法の施行に伴い、関係条例の整備をするため、条例を制定しようとするものです。

(1) 制定内容

- ① 次の条例について、行政不服審査法の施行に伴う条文の整理を行うこととした。
 - ア 会津若松市固定資産評価審査委員会に関する条例
 - イ 会津若松市営土地改良事業に要する経費の賦課徴収条例
 - ウ 会津若松市行政手続条例
 - エ 会津若松市情報公開及び個人情報保護審査会条例
 - オ 会津若松市老人ホーム入所判定委員会条例
- ② 会津若松市情報公開条例及び会津若松市個人情報保護条例の一部改正
 - ア 当該各条例に基づく開示決定等に係る審査請求について、行政不服審査法第9条の規定に基づき、審理員の指名に係る規定を適用しないこととした。
 - イ 会津若松市情報公開及び個人情報保護審査会の調査審議手続に関する規定を整備することとした。
 - ウ その他必要な条文の整理を行うこととした。

(2) 施行期日等

- ① 平成28年4月1日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

4 会津若松市行政不服審査会条例

この案件は、行政不服審査法の施行に伴い、会津若松市行政不服審査会の組織及び運営に関する事項を定めるため、条例を制定しようとするものです。

(1) 制定内容

- ① 会津若松市行政不服審査会は、市長が委嘱する委員5人以内で組織することとした。
- ② 委員の任期は2年とすることとした。
- ③ 必要に応じて専門員を置くことができることとした。

(2) 施行期日

平成28年4月1日から施行することとした。

5 会津若松市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、福島県の特別職の給与改定に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

会津若松市議会議員の期末手当について、年間支給割合を次のとおり 0.05 月分引き上げることとした。

- ① 平成 27 年度は、12 月期に 0.05 月分引き上げる。
- ② 平成 28 年度以降は、6 月期及び 12 月期に 0.05 月分を均等に配分して引き上げる。

(2) 施行期日等

- ① (1)の①は公布の日から施行し、平成 27 年 12 月 1 日から適用することとした。ただし、(1)の②は平成 28 年 4 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

6 特別職の職員の給与に関する条例及び会津若松市水道事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

この案件は、福島県の特別職の給与改定に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

市長、副市長、教育長及び常勤の監査委員並びに会津若松市水道事業管理者の期末手当について、年間支給割合を次のとおり 0.05 月分引き上げることとした。

- ① 平成 27 年度は、12 月期に 0.05 月分引き上げる。
- ② 平成 28 年度以降は、6 月期及び 12 月期に 0.05 月分を均等に配分して引き上げる。

(2) 施行期日等

- ① (1)の①は公布の日から施行し、平成 27 年 12 月 1 日から適用することとした。ただし、(1)の②は平成 28 年 4 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

7 会津若松市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

この案件は、福島県人事委員会の職員の給与等に関する勧告に準じて給与改定を行うため、及び地方公務員法の一部改正等に伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

① 会津若松市職員の給与に関する条例の一部改正

次の事項について定めることとした。

- ア 給料表の改定（平均0.3%の引上げ）
- イ 一般職員の勤勉手当の年間支給割合の引上げ（0.1月分）
- ウ 再任用職員の勤勉手当の年間支給割合の引上げ（0.05月分）
- エ 単身赴任手当の基礎額の引上げ
- オ 人事評価の結果の給与への反映
- カ 等級別基準職務表
- キ 管理職の昇給抑制
- ク 行政不服審査法の施行に伴う条文の整理

② 会津若松市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

特定任期付職員に係る次の事項について定めることとした。

- ア 給料表の改定
- イ 期末手当の年間支給割合の引上げ（0.05月分）

③ 会津若松市職員の退職手当に関する条例の一部改正

次の事項について定めることとした。

- ア 退職手当の基本額の特例
- イ 行政不服審査法の施行に伴う条文の整理

(2) 施行期日等

- ① 平成28年4月1日から施行することとした。ただし、(1)の①ア、イ及びウ並びに②は公布の日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

8 地方公務員法の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例

この案件は、地方公務員法の一部改正等に伴い、関係条例の整備をするため、条例を制定しようとするものです。

(1) 制定内容

① 職員の分限に関する条例の一部改正

ア 地方公務員法の改正による人事評価制度の導入に伴い、降給の事由及び降給する場合の手続を定めることとした。

イ その他必要な条文の整理を行うこととした。

② 会津若松市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正

地方公務員法の改正に伴う条文の整理を行うこととした。

③ 会津若松市人事行政の運営等の公表に関する条例の一部改正

ア 地方公務員法の改正に伴い、公表事項の整理を行うこととした。

イ 行政不服審査法の施行に伴う条文の整理を行うこととした。

(2) 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行することとした。

9 会津若松市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

この案件は、消費者安全法の一部改正に伴い、会津若松市消費生活センターの組織及び運営等に関する事項を定めるため、条例を制定しようとするものです。

(1) 制定内容

会津若松市消費生活センターの組織及び運営等に関する次の事項を定めることとした。

① 会津若松市消費生活センターの位置

② 消費生活相談を行う日時

③ 消費生活センター長等の必要な人員体制等

④ 消費生活相談に係る情報の安全管理

(2) 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行することとした。

10 会津若松市斎場条例の一部を改正する条例

この案件は、会津若松市斎場の葬具使用料を廃止するため、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

葬具使用料を廃止することとした。

(2) 施行期日

平成 28 年 10 月 1 日から施行することとした。

11 会津若松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

この案件は、国民健康保険税の課税額の見直しに伴い、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 基礎課税額の資産割額を廃止することとした。
- ② 基礎課税額について、所得割額を 7.2%、被保険者均等割額を 1 人につき 20,600 円、世帯別平等割額を 21,400 円とすることとした。
- ③ 後期高齢者支援金等課税額について、所得割額を 2.6%、被保険者均等割額を 1 人につき 7,200 円、世帯別平等割額を 6,800 円とすることとした。
- ④ 介護納付金課税額について、所得割額を 2.1%、被保険者均等割額を 1 人につき 8,200 円とすることとした。

(2) 施行期日等

- ① 平成 28 年 4 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

12 会津若松市北会津地域教育施設整備基金条例を廃止する条例

この案件は、会津若松市北会津地域教育施設整備基金を廃止するため、条例を廃止しようとするものです。

(1) 廃止内容

会津若松市北会津地域教育施設整備基金を廃止することとした。

(2) 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行することとした。

13 会津若松市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

この案件は、会津若松市公設地方卸売市場施設の使用料に関する特例措置を延長するため、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

市場施設の使用料を 4 分の 3 に引き下げる特例措置の期間を平成 31 年 3 月 31 日まで延長することとした。

(2) 施行期日

公布の日から施行することとした。

14 会津若松市手数料条例の一部を改正する条例

この案件は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の施行に伴い、及び福島県建築基準法施行条例の一部改正に準じ、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

- ① 建築物エネルギー消費性能向上計画等認定申請手数料を定めることとした。
- ② 既存住宅の増改築に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料を定めることとした。
- ③ 東北地方太平洋沖地震等による被害を受けた建築物に代わる建築物の建築確認申請手数料等を徴収しない特例措置の期間を平成 29 年 3 月 31 日まで延長することとした。
- ④ 行政不服審査法に基づく審査請求に関して提出された書類等の写しの交付手数料を定めることとした。

(2) 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、(1)の③は公布の日から施行することとした。

15 会津若松市都市公園条例の一部を改正する条例

この案件は、あいづ球場のスコアボードに係る使用料の額を改定するため、所要の改正措置を講じようとするものです。

(1) 改正内容

あいづ球場の附属施設であるスコアボードに係る使用料の額について、1 時間当たり 1,100 円とすることとした。

(2) 施行期日等

- ① 平成 28 年 7 月 1 日から施行することとした。
- ② 必要な経過措置を定めることとした。

16 会津若松市市営住宅管理条例の一部を改正する条例

この案件は、市営住宅の一部を廃止するため、所要の改正措置を講じようとするものです。

- (1) 改正内容
城前団地の一部を廃止することとした。
- (2) 施行期日
公布の日から施行することとした。

Ⅲ 単行案件

1 町の区域の画定について

この案件は、第 24 次住居表示整備事業の実施に当たり、対象区域内の町の区域を新たに画するため、所要の措置を講じようとするものです。